

水源環境保全・再生かながわ県民会議 傍聴要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第 3 条 一般席の定員は、座長が、会議の都度、会議室の定員等を考慮して定める。

- 2 県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。
- 3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第 4 条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 決定した傍聴人以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第 6 条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第 7 条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(専門委員会への準用)

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、県民会議の専門委員会について準用する。この場合において、「県民会議」とあるのは、「専門委員会」と、「座長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 5 月 16 日から施行する。